

【令和7年3月27日】

## 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

### 記

- 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）  
福岡県北九州市八幡西区大字則松278番地2  
株式会社八幡ビルエンジニアリング 代表取締役 瀧口 智之
- 処分日  
令和7年3月27日
- 行政処分の内容  
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- 行政処分の理由  
株式会社八幡ビルエンジニアリングの役員が禁錮以上の刑の処分を受け、その確定日から5年を経過していないことが判明した。  
この事実により、同役員は法第14条第5項第2号ニ（同号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当）に該当し、当該事業者が、法第14条の3の2第1項第4号の産業廃棄物収集運搬業許可の取消事由に該当するに至ったため。